

ため池遠隔監視システム導入業務に関するプロポーザル実施要領

1 導入の目的

福山市内の防災重点農業用ため池に水位計等を設置し、水位状況等を遠隔で監視するシステムを導入し、迅速な水防対応等、管理・監視体制の強化を図ることを目的とする。

2 概要

- (1) 業務名 ため池遠隔監視システム導入業務
- (2) 業務場所 福山市内
- (3) 業務内容 水位計、監視カメラ等の設置及びため池遠隔監視システムの構築
- (4) 履行期間 契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 委託費

委託費の上限は、61,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本件プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

参考：水位計設置	37 箇所	1 箇所当り	1,000,000 円
水位計及び監視カメラ設置	15 箇所	1 箇所当り	1,300,000 円
水位計、監視カメラ及び傾度計設置	1 箇所	1 箇所当り	2,000,000 円
ため池遠隔監視システム構築		1 式	2,500,000 円

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が発注し、2020 年度（令和 2 年度）以降に完了した次のいずれかの業務実績があること。又は、地方公共団体に対し、2020 年度（令和 2 年度）以降に、ため池遠隔監視システムの実証実験を行った実績があること。
- ア 水位計若しくは監視カメラを納品又は設置する業務
- イ 水位を監視するシステムの構築又は導入業務
- (7) 福山市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 1 号から同条第 3 号までの規定に該当しない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市建設局土木部農林整備課

住所：720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（福山市役所本庁舎 10 階）

電話：084-928-1036（直通）

FAX：084-922-3343

メールアドレス：nourin-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 2 日（水）まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）7 月 4 日（金）までに 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から 同年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）7 月 11 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 11 日（金）から 同月 22 日（火）午後 5 時まで
第 1 次審査の結果通知	2025 年（令和 7 年）7 月 29 日（火）
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）
評価結果・選定結果の通知	2025 年（令和 7 年）8 月 12 日（火）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から同年 7 月 2 日（水）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページ内農林整備課のページからもダウンロードできます。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/norinseibi/>

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から同年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式 1）を電子メールに添付し、農林整備課宛てに提出すること。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名を「【ため池遠隔監視システム導入業務に係る質問】」として送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2025 年（令和 7 年）7 月 4 日（金）までに福山市ホームページ内農林整備課のページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2025 年（令和 7 年）6 月 24 日（火）から同年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出場所 6 (1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 郵送又は持参（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）で提出するとともに、各提出書類を PDF 化したものを電子メールで提出すること。

※郵送の場合は、7 月 8 日（火）必着。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とする。

※メール送信及び郵送した場合は、届いているかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名を「【ため池遠隔監視システム導入業務の参加申込】」として送信すること。

(4) 提出書類及び部数

次のア～シの書類を作成し、各 1 部を提出してください。

(オ、キ、ク及びケについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 受付票 (様式 2)

イ 参加申込書 (様式 3)

ウ 実績報告書 (様式 4)

(5 (6)に定めるものを、最大 5 件まで記載し、概要が分かる資料 (契約書、報告書、新聞記事など) を添付すること。)

エ 経験者実績報告書 (様式 5)

(5 (6)に定める業務の担当者として従事した実績を記載すること。)

オ 商業登記簿謄本 (写しでも可)

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

(法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写しを添付すること。)

キ 市税の完納証明書 (原本)

(本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものを提出すること。ただし、本市における課税がない者は、申立書 (様式 6) を提出すること。)

ク 納税証明書 (写しでも可)

(国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書を提出すること。)

ケ 印鑑証明書 (原本)

コ 使用印鑑届 (様式 7)

(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

サ 委任状 (様式 8)

(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

シ 誓約書 (様式 9)

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認 (企画提案書の参加者の選定)

7 で提出された参加申込書をもとに、参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知 2025 年 (令和 7 年) 7 月 11 日 (金)

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を郵送及び電話で通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表 参加資格確認結果については、本業務契約締結後に福山市ホームページへ公表します。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2025年(令和7年)7月11日(金)から同月22日(火)午後5時まで

(郵送の場合は、7月22日(火)午後5時必着。発送後は農林整備課に連絡すること。)

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 郵送又は持参(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日
を定める条例第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

- ・企画提案書提出書(表紙)(様式11) 1部
- ・企画提案書(正本) 1部
- (副本) 8部

※副本は、参加者が特定できるような表記、マーク又は社章等を記入しないこと。

- ・見積書(正本) 1部

※見積書には企画提案書に沿った内容の明細を記載すること。なお、本市が必要と認める
場合は、追加資料を求める場合がある。

10 企画提案の概要

(1) 提案を求める事項

次のことについて、ため池遠隔監視システムに係る性能要求書の内容に沿って提案すること。

併せて、別紙「提案仕様一覧表」に設置する機器・システムの提案仕様について記入し、
企画提案書に添付すること。

ア 設置機器

設置する機器の特徴(水位予測機能・無線化・対候性等)を提示すること。

イ 運用システム

ため池遠隔監視システム導入業務の趣旨を捉え、運用システムについて説明するとともに、
監視画面の特徴、操作性、拡張性について提示すること。

ウ スケジュール

契約締結後から運用開始までのスケジュール、調整すべき課題等を提示すること。

エ 保守

維持管理並びに災害時・平常時の機器故障及びシステム障害への対応について提示すること。

オ 運用費用

通信費、クラウド利用料等、年間で必要なランニング費用について提示すること。

※本費用は契約に含まれるものではなく、運用開始時に別途契約するものとする。

カ 独自性・PRポイント

性能要求書に記載のない事項で、ノウハウや知識・経験を生かした独自の提案事項があれば提示すること。

(2) 作成にあたっての留意事項

- ・社名の記載は企画提案書の正本のみとし、副本には参加者が特定できるような表記、マーク又は社章等を記入しないこと。
- ・文字サイズは原則10ポイント以上とすること。
- ・使用する言語は日本語、通貨は円とすること。
- ・原則A4サイズとし、5～10枚程度とすること。また、可能な限り両面印刷に統一すること。なお、やむを得ずA3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

1.1 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、第1次審査及び第2次審査により、ため池遠隔監視システム導入業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) 第1次審査（書類審査）の実施

評価方法について、評価委員会が下記（4）に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（100点満点）の合計が高い順5者を第2次審査の対象者として選定することを基本とする。ただし、参加申込書を提出した者が5者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。また、評価点が同点となり5者以上となった場合は、同点となった者全てが第2次審査の対象者とする。

(2) 第1次審査（書類審査）の結果通知

2025年（令和7年）7月29日（火）

企画提案書の参加者全員に第1次審査の結果を通知する。

第2次審査対象者へ、プレゼンテーションの開催時間、開催場所を通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施

ア 実施日 2025年（令和7年）8月5日（火）

イ 評価方法 第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、評価委員会が下記（4）に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行う。

ウ 実施内容 企画提案の所要時間はプレゼンテーション15分程度、審査委員からの質疑5分程度とします。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、別紙「受注候補者選定評価基準」のとおりとする。第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれないものとする。

(5) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1者、次順位者4者を特定する。

(6) 評価結果・選定結果の通知

日時 2025年（令和7年）8月12日（火）

第2次審査対象者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、本案件の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(7) 評価結果の公表 評価結果については福山市ホームページ内農林整備課のページで公表する。なお、評価結果に関する問い合わせ、異議申立て等は、受け付けない。

(8) 企画提案書の参加者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・企画提案書の参加者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

・企画提案書の参加者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(9) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を特定する。

12 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 実績等については、日本国内の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の著作権は、その参加者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に参加者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式10）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容の内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により本案件の継続が困難となった場合には、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提案仕様一覧表

項目	要求性能	提案仕様
水位計の最小読取単位	1cm以内	
水位計の精度定格	±0.3%FS以内	
水位計の測定範囲	0～10m以上	
水位計の使用可能温度帯	-10～50℃で利用できる	
水位計の防塵及び防水性能(IP表記)	IP55以上	
水位計の平常時での測定間隔	1時間間隔以内	
水位計の洪水時(水位が異常に高いと検知された時点から)での測定間隔	10分間隔以内	
水位計の耐用年数	5年以上	
カメラの使用可能温度帯	-10～50℃で利用できる	
カメラの解像度等	30万画素、カラー(静止画) VGA(640×480)以上	
カメラの撮影可能画角	水平画角60° 以上	
カメラの夜間撮影に対する光源の最低被写体照度(lx)	最低被写体照度0.5lx以上	
カメラの平常時での撮影間隔	1日間隔以内	
カメラの洪水時(水位が異常に高いと検知された時点から)での撮影間隔	1時間間隔以内	
カメラの耐用年数	5年以上	
電源設備の使用可能温度帯	-10～50℃で利用できる	
太陽電池の場合、無日照での運転日数と、観測モードでの観測回数	無日照5日稼働で、その内 観測モードで計150回以上観測	
化学電池の場合、平常時とは別に、洪水時の観測回数をどのくらいで想定してあるか	観測モード年4回で 1回当たり150回以上観測	
想定運用時の電源設備の耐用年数	3年以上	
年間にカメラ画像を何枚送信出来るか	1池につき1,000枚以上	
水位計及び傾度計の計測データを、年間何回送信出来るか	1池につき12,000回以上	
クラウドサーバーでの過去データ保存期間	過去1年分以上	